

学校いじめ防止基本方針



大分県立中津南高等学校

平成30年4月

学校いじめ防止基本方針

大分県立中津南高等学校

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめやいじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発展を支援するという生徒感、指導感に立ち指導を徹底することが重要である。

本校では、「礼儀、誠実、進取、向上」を教育目標としており、生徒一人ひとりが「知・徳・体」にわたって調和のとれた人格形成を目指すという認識のもとに、ここにいじめ防止基本方針を定める。

2. いじめとは

(1) いじめの定義

いじめとは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象になった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる。
- ・ わざと、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめに対する基本的考え方

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめ未然防止の観点が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が重要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

3. いじめ防止のための組織・役割・対応手順・年間指導計画

いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等の措置を組織的に行うため、本校に「いじめ防止対策委員会(仮称)を

設置する。

(1) 組織(委員会のメンバー)

校内組織・・・校長、教頭、健康・人権主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭
非常勤のメンバー・・・スクールカウンセラー、学校医

(2) 役割

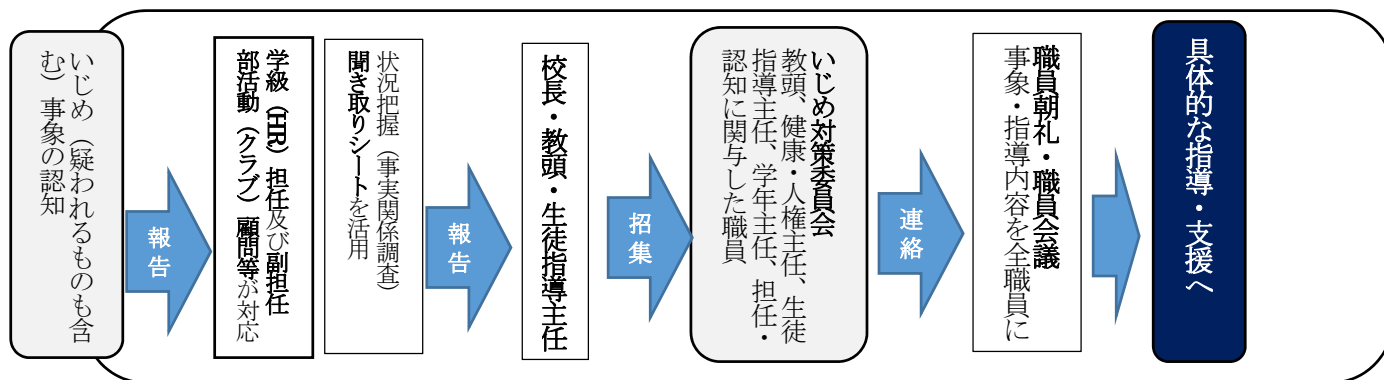
- ① 学校基本方針に基づく取組の実施
- ② 年間計画の作成・実行・検証
- ③ いじめの相談・通報窓口
- ④ いじめ情報の収集・記録・共有
- ⑤ 事実関係の聴取や指導・支援
- ⑥ 保護者との連携 等

(3) 対応の手順

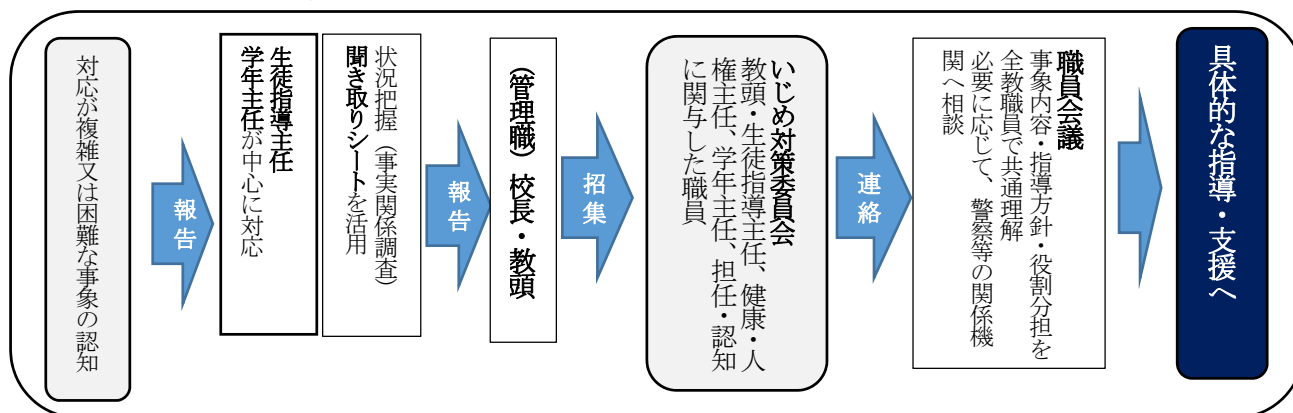
いじめの深刻度レベル

レベルⅠ	1対1の比較的軽度な言葉によるからかみや無視	レベルⅣ	長期間の集団無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱がせる等重度の実害発生、いじめによる不登校、転校を保護者、本人が検討
レベルⅡ	数名の軽度な言葉によるいじめ仲間はずれ、無視	レベルⅤ	万引き強要・怪我を伴う暴力・恐喝・窃盗強姦、PDSと診断される、自傷行為、死を語る
レベルⅢ	レベルⅡが継続する。蹴る、叩く、足をかける、物かくし等、精神的苦痛を伴う実害がある。		

① 学校内での解決を目指す比較的軽度な事象(レベルⅠ)

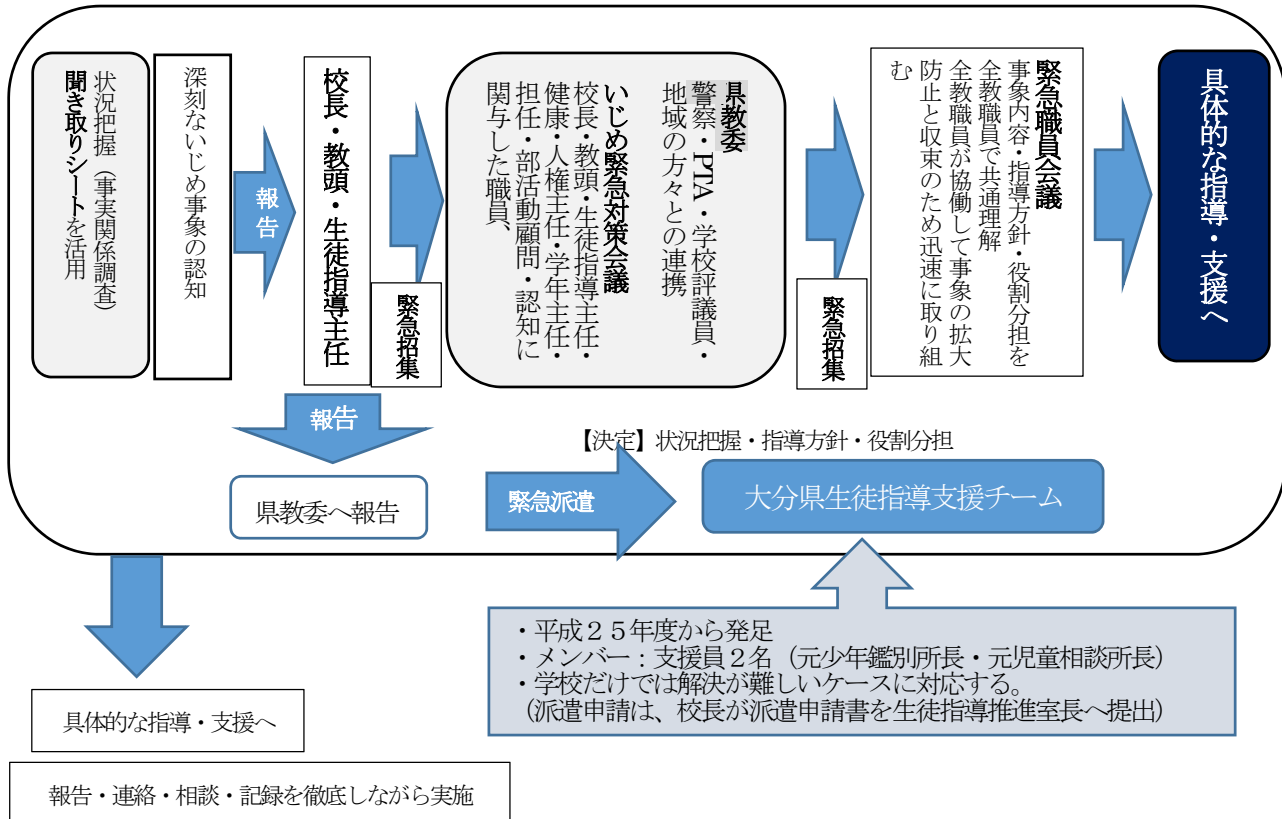


② 学校内での解決を目指す、対応が複雑又は困難な事象(レベルⅡ～Ⅲ)



事象内容を県教委へ報告

③ 学校内だけでは解決が困難な事象(レベルⅢ以上)



	被害者への支援	加害者への指導	友人・知人（観衆・傍観者）への指導・支援
教師の対応	共感的に受け止める姿勢で対応	毅然とした態度で対応	みんなを守るという姿勢で対応
伝えること	<ul style="list-style-type: none"> ・学校として「何としても守る」という姿勢を示すこと ・プライバシーの保護に十分配慮すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは決して許されない行為であること ・いじめられた側の心の痛みに関心すること ・自分の取った行為が重大な結果に繋がったこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた側の心の痛みに関心すること ・いじめを認知した時、大人に通知する勇気を持つこと ・プライバシーの保護
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の被害状況（負傷している場合、病院での診療状況） ・金品の被害状況 ・警察への被害申告の意思 ・カウンセリングの必要性 ・適応指導教室での対応の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングの必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングの必要性
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> ・再発や潜在化 ・PDSO 自殺危険度のアセスメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者の心理的背景 ・加害者が被害者になること 	<ul style="list-style-type: none"> ・観衆・傍観者も被害者になること

いじめ行為の背景に横たわる問題を見極め、解決の方法を考えて迅速に対応する

(4) いじめ防止の年間指導計画～「心の居場所づくり」と「絆づくり」

	年間指導計画	教職員研修等
4月	仲間づくり 教育合宿(1年)	・研修会(1回) ・年度始めの打合せ、取組確認 ・第1回登校観察指導
5月	各クラス担任による個人面談(1回目) 勤労奉仕活動	・第1回学校評議員会 ・PTA 夜なべ談義
6月	ネット安全教育研修会 南北親善球技大会	・人権研修 ・第1回中・高連絡会
7月	アンケート調査(1回目) 防災避難訓練	・研修会(2回:1学期の振り返りと2学期準備)
8月	開扇祭準備	
9月	開扇祭・文化の部 体育の部	第2回登校観察指導
10月	手作り弁当の日 薬物乱用防止教育 人権教育講演会	
11月	人権講演会 各クラス担任による個人面談(2回目) 防災避難訓練	・研修会(3回:1学期の振り返りと3学期準備) ・第2回中・高連絡会 ・第2回学校評議員会
12月	アンケート調査(2回目)	
1月		・公開人権学習全体研修会
2月		・研修会(4回:1年間を振り返り次年度の準備)
3月	卒業式 クラスマッチ	

4. いじめの防止の措置

(1) いじめの予防

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
また、未然防止の基本は、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め会える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進します。

- ① 生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ② 人権教育・道徳教育・特別活動を通じて規範意識や集団の在り方等について学習を深める。
- ③ 学校生活での悩み解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ④ 生徒が積極的に学習できるよう、分かる授業・楽しい授業に心がける。
- ⑤ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- ⑥ 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- ⑦ 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑧ 行政等の関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

(2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行なわれたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確にに関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努めます。

- ① 生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活ノート、個別面談等)
- ② 生徒の行動を注視する。(チェックリスト、ネットパトロール等)
- ③ 保護者と情報を共有する。(通信物・電話等の定期連絡、家庭訪問、保護者会等)
- ④ 行政等の関係機関と日常的に連携する。(行政等の関係機関との情報共有等)

学校版・いじめ発見のためのチェックリスト

いじめのサイン			
場面	チェック項目	具体例	チェック
登下校時・朝	学校に来ているか？	欠席・遅刻の増加、理由が曖昧	
	教室にいるか？	保健室、非常口等にいる	
	持ち物が所定の位置にあるか？	靴箱のスリッパがない	
	挨拶が返ってきたか？	表情が冴えない、笑顔がない	
休み時間	絡まれていないか？	集団の中で笑顔がない	
	友人関係に変化がないか？	別のグループに所属、交友関係の変化	
	1人でいないか？		
	教室にいるか？	保健室、図書館等にいる	
授業中	職員室でよく見かけないか？	職員室に頻繁にくる	
	発言した際の反応はどうか？	ふざけた反応、しらけ、まね	
	成績に変化がないか？	急に下降(または上昇)	
	忘れ物が多くないか？		
	持ち物に落書きが目立たないか？	自分では書かない内容	
	体育で激しい接触プレーが多くないか？	激しいファール	
昼食時	強引に係決めされていないか？	難しい役職を推薦される	
	配布物が届いているか？	途中で落とされる	
	1人で食べていないか？	図書館、非常階段などで食べる	
	必要以上の飲食物を買っていないか？	買わされている	
生活全般	机上が汚れていないか？		
	弁当の中身をからかわれていないか？		
	元気に活動しているか？		
	「大丈夫？」の問いかけに、どう応じているか？	「大丈夫」と応じる	
	教師によく話しかけていないか？		
	誤った情報を伝えられていないか？	忘れ物、移動教室への遅れ	
	持ち物が本人の手元にあるか？	勝手に使われる	
	どんな「呼ばれ方」をしているか？	強い口調で呼び捨て、嫌なあだ名	
	悪口を言われていないか？		
	本人の持ち物を敬遠されていないか？		
	持ち物の汚れや痛みが激しくないか？	制服やカバンの汚れ	
	教師を避けていないか？	視線を合わさない	
	縦のつながりに異常はないか？	先輩後輩との間柄か？	
	自転車がいたずらされていないか？		
金銭トラブルはないか？	貸し借りをする		
掃除時間に仕事を押しつけられていないか？			

家庭版・いじめ発見のためのチェックリスト

いじめのサイン			
場面	チェック項目	具体例	チェック
起床時	すぐに起きてくるか？	二度寝、布団から出れない	
	寝起きの機嫌はいいか？	笑顔がない、イライラしている	
	挨拶が返ってきたか？	口調、声のトーン	
	携帯チェックに不審な動きはないか？	隠す	
朝食時	食欲はあるか？	ご飯をなかなか食べない	
	会話はありますか？	いつもと違う、無口	
	親と視線を合わせるか？	表情の変化、無表情	
	携帯電話ばかり気にしていないか？	冴えない表情	
登校前	登校を渋ったりしないか？	ため息、ボーッとする	
	急な体調の変化はないか？	トイレの回数が多い、頭痛、腹痛	
	お金を余分に欲しがらないか？	おこづかい以上	
	自転車に変化はないか？	落書き、破損、タイヤのパンク	
	「行ってきます」を言うか？	元気がない、急に言わなくなる	
帰宅時	帰宅時間に変化はないか？	遅い、もしくは急に早くなる	
	「ただいま」を言うか？	元気がない、足音がいつもと違う	
	持ち物が汚れていないか？	制服、カバン、自転車の汚れ・破損	
	お弁当を残していないか？		
	機嫌はいいか？	ドアの開閉が激しい、カバンを投げる	
夕食時	交友関係に変化はないか？	遊び仲間が急に変わる	
	食欲はあるか？	おやつを求めない、夕飯の献立を聞かない	
	会話の様子はどうか？	無口、逆にしゃべりすぎ	
	会話の内容はどうか？	友達や学校の事を話したがない	
	表情は暗くないか？	視線を合わせない、急に泣き出す	
入浴時	好きな物を残す		
	携帯電話ばかり気にしていないか？	冴えない表情	
	体を隠したがるか？	あざ、キズ、入浴したがる	
	携帯を持ち込んでないか？		
就寝迄の時間	入浴時間が長すぎないか？	物音が激しい、逆に静か過ぎ	
	入浴後の表情はどうか？	あきらかに泣いた後の顔	
	部屋に引きこもっていないか？	一人になりたがる	
	イライラしていないか？	兄弟にやつあたり、乱暴な言葉遣い	
休日	会話はあるか？	面倒くさがる、逆によくしゃべる	
	お金を余分に欲しがらないか？	欲しい物が増える、家のお金の紛失	
	携帯電話の使用に変化はないか？	長い、「バカ」「死ね」の言葉がメール内に見られる	
	昼夜が逆転していないか？		
休日	部屋に引きこもっていないか？	部活に行かない、友達と遊ばない	
	出掛ける前のファッションチェックをしているか？	機嫌がいいとおしゃれにも気を配る	
	いつも以上にお金を持って外出しないか？		
	友達と連絡を取り合っているか？	友達が遊びに来るのを嫌がる	
	親を避けていないか？	視線を合わせない	
急に甘えてこないか？	急に優しくなる、手伝いをする		

(3)いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可とするような体制整備が必要である。

いじめ問題が生じたときは、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指します。

【いじめられている生徒の対応】

- ・いじめられている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え不安を除去する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・SNS等を利用した中傷などの有無についても確認する。
- ・昼食を誰と食べているのかなどを確認し、教室内の居場所の有無を確かめる。居場所が無い場合、クラスメートなどの協力を得て、その確保を支援する。
- ・保護者にいじめの概要と支援の方針、具合的支援について説明を行う。

【いじている生徒への対応】

- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・不満やストレス(交友関係や学習、進路、家庭の悩み等)があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。
- ・いじめは決して許される行為ではないことを説いた上で、加害者ももつ事情についても耳を傾け、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、いじめに至った経緯について確認する。事実確認後、保護者にも説明。
- ・SNS等を利用した中傷なども同様に許される行為ではないことを理解させる。
- ・本校の生徒指導内規を基に指導措置を行う。
- ・指導措置の申し渡しの際、場合によってはそれに至る前(いじめの概要が明らかになった後)に保護者へいじめの概要と指導の方針について説明を行う。

【友人、知人(観衆、傍観者)への対応】

- ・被害者の了解を得た上で、一同を集め、自分たちの居る場所でいじめが起きていたことの重大さを説き、その時の各自の行動が適切であったのかを考えさせる。その上で、いじめを許す集団であってはならないということを自覚させる。
- ・いじめと考えられる事象を見聞きした(SNS等を利用した中傷なども同様)場合は、必ず教師に報告するよう伝える。
- ・以後、被害者及び加害者との接し方が不自然なものにならないよう努めること。一日も早く集団が正常化できるよう全員で考え行動していくよう伝える。
- ・必要であれば、緊急のクラスPTAもしくは部の保護者会を開き、いじめの概要や今後の指導方針についての説明を行い、各家庭における支援をお願いする。

【保護者及び関係機関との連携】

- ・家庭訪問(加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応)等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。

4. ネットいじめへの対応

(1)「ネット上のいじめ」とは

近年、携帯電話が子どもたちの間にも急速に普及し、子どもたちのメールやインターネットの利用が増加しており、それに伴い、インターネット上の学校非公式サイトや掲示板等を利用して、特定の生徒に対する誹謗・中傷が行われるなどの「ネット上のいじめ」という新しい形のいじめ問題が生じている。

また、「ネット上のいじめ」やインターネット上の掲示板等への書き込みなどを原因で、実際に暴力事件等に発展している事例もある。「ネット上のいじめ」は、他のいじめ同様に、決して許されるものではなく、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して解決に向けた取組を行っていく必要がある。しかしながら、「ネット上のいじめ」の実態について、保護者や学校が十分に把握できていないことや、学校において有効な対応方策を共有できていないという状況が指摘されている。このような状況の中、子どもの人権尊重という観点からも、子どもたちが安心して学べる環境づくりを行います。

「ネット上のいじめ」の特徴

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

(2)生徒への対応

【いじめられている生徒の対応】

- ・学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細やかなケアを行うとともに、いじめられた子どもを守り通すことが重要。学級担任だけでなく、複数の教師やカウンセラー等で情報を共有し対応するなど、学校全体で取り組むことが重要。

【いじている生徒への対応】

- ・加害者自身がいじめにあっていた事例もあることから、安易に加害者と決めつけず起こった背景や事情について綿密に調べるなど適切な対応が必要。粘り強い指導を行うとともに、加害生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合には、事後指導から受ける精神的な影響が大きい事例もあることから、場合によっては加害生徒に対するケアも行う。

【全校生徒への対応】

- ・個人情報保護など十分な配慮の元で、全校生徒に加害者にも被害者にもならないよう指導を行う。また掲示板・チェーンメール等で誹謗・中傷を発見した場合には、教員や保護者に相談するよう指導する。

(3)保護者への対応

- ・家庭に迅速に連絡し、家庭訪問等を行い、保護者との話し合いの機会をもつ。その際、学校の対応を説明し、その後の対応については相談しながら進める。加害者生徒が明らかな場合には、その保護者に対しても再発防止のために家庭での携帯電話やインターネット利用の在り方について説明を行う。

(4)書き込みサイトへの削除依頼

- ・書き込み内容を確認し、書き込みのあった掲示板等の URL を控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなど、内容を保存する。サイトの「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と確認し、削除依頼を個人 PC ではなく学校 PC から

行う。削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合にはプロバイダへ削除依頼を行う。それでも削除されない場合は警察、法務局・地方法務局に相談する。

(5)チェーンメール等への対応(一般的に、同じ内容を不特定多数の人に転送するよう求めるメール)

- ・「ネット上のいじめ」に分類される誹謗・中傷に関するもの以外にも、様々な内容のものがあり、メール中に、「このメールを〇〇人に転送してください」というような内容が書かれているものは、すべてチェーンメールである。生徒にチェーンメールの例について紹介するとともに、チェーンメールを他の友人等に転送しないように、次の点を踏まえ、指導を行うことが重要。

◇ 生徒への指導のポイント -チェーンメールの被害を防ぐため◇

- ・携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したか若しくは転送しなかったかについて、第三者が知ることは、通常の方法では不可能であること。
- ・チェーンメールの内容は、架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- ・チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗・中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身も「ネット上のいじめ」の加害者となること。
- ・チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにすること。
- ・チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。
- ・チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイトなど大変危険なサイトにつながる場合があること。

【参考】チェーンメール転送先

チェーンメールについて不安が解消できない児童生徒には、チェーンメールの転送先を紹介

(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター等において、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

その他相談窓口

☆ネットいじめ等

大分県教育センター教育相談部

097-503-8987, 097-569-0829

(平日 9時～17時)

学校安全・安心支援課 いじめ・不登校対策班 (県教委)

no-ijime@pref.oita.lg.jp (24時間受付)

子どもの人権110番 (大分地方法務局)

0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)

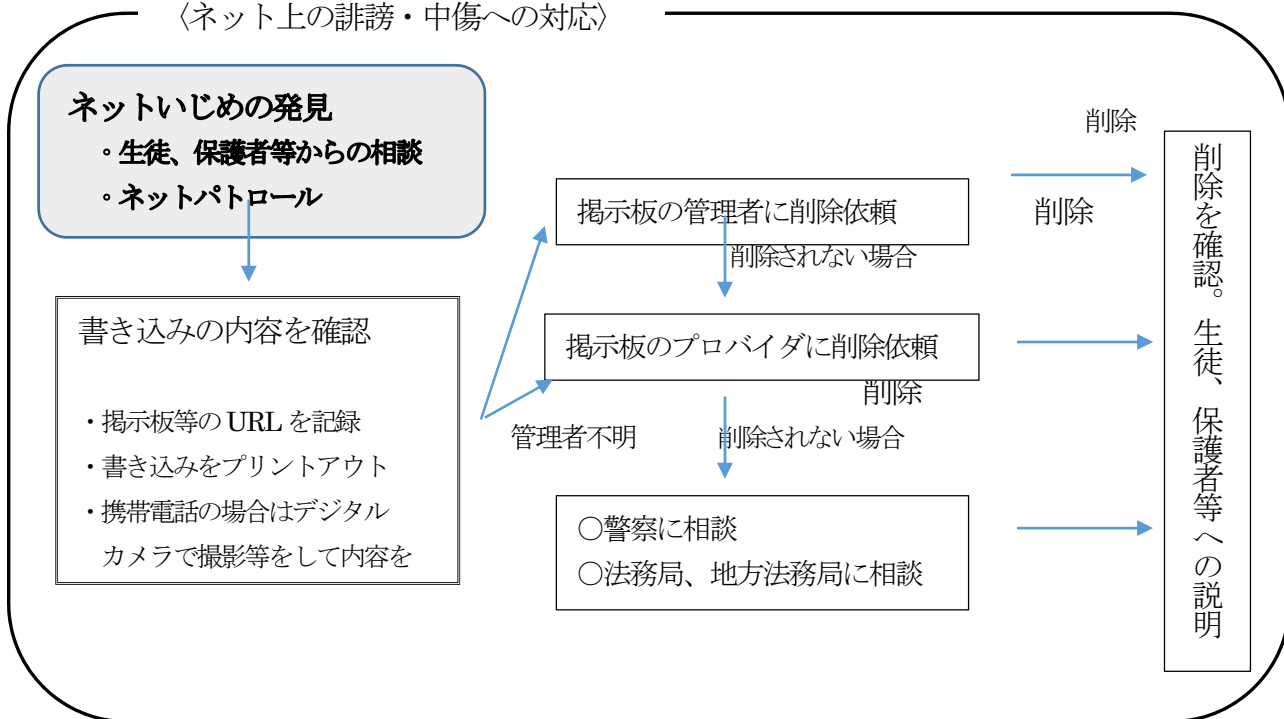
(平日8時30分～17時15分時間外は留守番電話対応)

法務省インターネット人権相談受付窓口 (24時間受付)

携帯電話から <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

パソコンから <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

〈ネット上の誹謗・中傷への対応〉



文部科学省「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル

5. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① いじめられている生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

② いじめられている生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- ・ 年間30日を目安
- ・ 一定期間連続して欠席しているような場合 → 迅速に調査に着手

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる

(2) 重大事態の発生報告

学校 → 学校の設置者（大分県教育委員会） → 大分県知事

(3) 調査の主体判断

学校が調査主体となる場合：学校に置かれた「いじめ防止委員会」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる

(4) 事実関係を明確にするための調査実施

- ・ 重大事態にいたる要因となったいじめについて明確にする
 - ① いつ (いつ頃から)
 - ② 誰から
 - ③ どのような態様であったか
 - ④ いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか
 - ⑤ 学校・教職員がどのように対応したか

- ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査
 - ア) いじめられた生徒からの聴取が可能な場合
 - ・ いじめられた生徒や情報提供をしてくれた生徒を守ることを最優先
 - ・ 調査による事実確認とともに、いじめた生徒への指導や、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケア、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援が必要
 - イ) いじめられた生徒からの聴取が不可能な場合 (生徒の入院や死亡など)
 - ・ 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取

- ・ 迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手